

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 本日の審議事項

1. 本日の委員会では、2016年1月7日に開催されたIFRS適用課題対応専門委員会（以下「専門委員会」という。）の議論を踏まえ、IASBから公表されている次の3つの公開草案について、事務局より概要と当委員会の対応案（コメント・レターを送付すべきか否か、送付する場合のコメント・レター案を含む。）をご説明し、ご質問やご意見をいただくことを予定している¹。
 - (1) 2015年10月に公表されたIFRIC解釈指針案「法人所得税務処理に関する不確実性」（コメント期限：2016年1月19日）（審議事項(1)-2参照）
 - (2) 2015年10月に公表されたIFRIC解釈指針案「外貨建取引と前渡・前受対価」（コメント期限：2016年1月19日）（審議事項(1)-3参照）
 - (3) 2015年11月に公表された公開草案「IFRSの年次改善 2014-2016年サイクル」（コメント期限：2016年2月17日）（審議事項(1)-4参照）
2. また、2015年11月10日、11日に開催されたIFRS解釈指針委員会の会議において議論されたアジェンダ却下通知（案）（各議題の経緯について、別紙参照）のうち、次については、専門委員会において当委員会よりコメント・レターを提出すべき旨のご意見をいただいている。このため、これらについても、事務局より概要と当委員会の対応案（コメント・レターを送付すべきか否か、送付する場合のコメント・レター案を含む。）をご説明し、ご質問やご意見をいただくことを予定している。
 - (1) IFRS第9号「金融商品」及びIAS第39号「金融商品：認識及び測定」－条件変更された金融資産の認識の中止（審議事項(1)-5参照）
 - (2) IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形資産」－資産の購入に係る変動支払（審議事項(1)-6参照）
3. なお、わが国におけるIFRSの適用上の課題については、前回の専門委員会において、「これまでエンドースメント作業部会において抽出された項目について、まず同作業部会においてガイダンスや教育文書が必要となる可能性のある論点の棚卸しを行ったうえで、IFRS適用課題対応専門委員会にインプットを行うとしてはどうか」という旨

1. このほか、IASBから2015年11月に公開草案「投資不動産の振替（IAS第40号の修正案）」（コメント期限：2016年3月18日）が公表されているが、当該公開草案への対応案については、次回の専門委員会において議論を行うことを予定している。

が提案されたことも踏まえ、現在、事務局において対応を検討中であり、今後、同作業部会において2013年12月31日までにIASBから公表された会計基準等に係わるエンドースメントについて公開草案の公表に向けた議論が完了した後に、作業部会でご議論いただくことを予定している。このため、仮にわが国におけるIFRSの適用上の課題について委員会において審議を行うとしても、作業部会で議論を行った後になると考えられる。

4. また、2015年11月10日、11日に開催されたIFRS解釈指針委員会の会議において議論された次のアジェンダ却下通知(案)(各議題の経緯について、別紙参照)については、専門委員会における議論を踏まえ、当委員会よりコメント・レターの提出を行わないことを予定している。このため、特段のご意見やご質問がない限り、本日の委員会においてご審議いただくことは予定していない。

- (1) IFRS第9号「金融商品」－純投資のヘッジに係るヘッジ有効性の算定(審議事項(1)-1参考資料1参照)
- (2) IAS第32号「金融商品：表示」－相殺とキャッシュ・プーリング(審議事項(1)-1参考資料2参照)
- (3) IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」－返還する可能性がある現金支払の会計処理(審議事項(1)-1参考資料3参照)
- (4) IAS第36号「資産の減損」－資金生成単位の回収可能価額及び帳簿価額(審議事項(1)-1参考資料4参照)

以 上

(別紙)

IFRS 解釈指針委員会による各議題に関するこれまでの検討の概要

2015年11月に開催されたIFRS解釈指針委員会の会議において議論された各議題(同会議における議論を踏まえ、アジェンダ却下通知(案)が公表されたものに限る。)に関するこれまでの検討の概要は、次のとおりである。

プロジェクト	議論の経緯
(アジェンダ却下通知(案)に関する検討)	
<p>IFRS第9号「金融商品」及びIAS第39号「金融商品：認識及び測定」の適用にあたって、金融資産についてどのような条件変更又は交換がなされた場合に当初の金融資産の認識を中止すべきか。</p>	<p>要望の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金融資産についてどのような条件変更又は交換がなされた場合に当初の金融資産の認識を中止すべきかにつき、一般的なガイダンスの追加を求める。 <p>これまでの議論の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2012年9月開催のIFRS解釈指針委員会の会議では、新旧ギリシャ国債の交換に伴い、当初のギリシャ国債の全体の認識を中止すべきかどうか等について検討された。また、2014年11月開催のIFRS解釈指針委員会の会議では、資本性金融商品の発行者が、当初の資本性金融商品を、同一の発行者に対するものであるが条件が異なる新たな資本性金融商品と交換する状況において、資本性金融商品の保有者は当初の資本性金融商品の認識の中止及び新たな資本性金融商品の認識として会計処理すべきかどうかについて検討された。 ● これらの検討の過程において、金融資産について条件変更又は交換がなされた場合に当初の金融資産の認識を中止すべきかについて、より一般的なガイダンスの追加を求める要望が聞かれた。 ● 2015年11月開催のIFRS解釈指針委員会の会議では、IFRS解釈指針委員会が、現時点で、このプロジェクトのさらなる検討を進めるべきかどうかについての検討が行われた。

プロジェクト	議論の経緯
<p>IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」の適用にあたって、変動支払による資産の購入をどのように会計処理すべきか。</p>	<p>要望の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 有形固定資産又は無形資産を、企業結合ではない取引において取得し、その支払が条件付きである場合、当該変動支払をどのように会計処理すべきかにつき、明確化を求める。 <p>これまでの議論の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2011 年 1 月開催の IFRS 解釈指針委員会の会議においてアジェンダとして取り上げることが決定されたが、その後の議論の結果、2011 年 5 月開催の IFRS 解釈指針委員会の会議において、リース・プロジェクトの結論を待つこととされた。 ● 2012 年 3 月開催の IFRS 解釈指針委員会の会議において、IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」の適用にあたって、営業者から委譲者への支払をどのように会計処理すべきかの論点と併せて検討することとされた。その後、2012 年 5 月から 2013 年 3 月まで IFRS 解釈指針委員会の会議において議論され、有形固定資産及び無形資産の当初認識時における変動支払の会計処理については合意が得られなかったが、変動支払に係る負債の事後の会計処理については合意が得られたことから、IASB に今後の進め方について照会することとされた。 ● 2013 年 7 月開催の IASB 会議において、当初認識時における会計処理と事後の会計処理は一緒に解決すべきこと、リース・プロジェクトの結論を待つこと、が暫定決定された。 ● 2015 年 9 月及び 11 月開催の IFRS 解釈指針委員会の会議では、本プロジェクトの今後の進め方について検討が行われた。
<p>IFRS 第 9 号「金融商品」の適用にあたって、純投資ヘッジのヘッジ有効性をどのように算定</p>	<p>要望の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IFRS 第 9 号の適用にあたって、純投資ヘッジにおいてヘッジ手段から生じる利得又は損失の有効部分の

プロジェクト	議論の経緯
すべきか。	<p>算定について、キャッシュ・フロー・ヘッジにおいて要求される「いずれか低い方 (lower of)」のテストを適用すべきかにつき明確化を求める。</p> <p>これまでの議論の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2015年11月開催のIFRS解釈指針委員会の会議において、アジェンダ却下通知(案)の公表に向けた検討が行われた。
IAS第32号「金融商品：表示」の適用にあたって、特定の種類のキャッシュ・プーリング契約が相殺の要件を満たすか。	<p>要望の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定の種類のキャッシュ・プーリング契約がIAS第32号における相殺の要求事項を満たすかどうかにつき明確化を求める。より具体的には、グループ内の複数の子会社のそれぞれが法的に別個の銀行口座を有しており、銀行とグループの双方がそれらの口座残高を相殺する法的に強制可能な権利を有しており、それらの口座残高が定期的に単一のネットイング口座に物理的に振り替えられているが、振替は契約において要求されておらず、振替が行われるのは報告日ではなく、報告日から振替日までの間に口座残高が変動する場合があります、金利の計算は各口座の正味残高に基づいて行われるという契約である。 <p>これまでの議論の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2015年11月開催のIFRS解釈指針委員会の会議において、アジェンダ却下通知(案)の公表に向けた検討が行われた。
IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」の適用にあたって、政府から現金が支払われるが返還しなければならない可能性がある場合などのように会計処理すべきか。	<p>要望の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業の研究開発プロジェクトを支援するために政府から企業に現金が支払われるが、企業がプロジェクトの研究フェーズにおける成果を商業利用することを決定した場合には、企業は当該現金を政府に返還しなければならないという状況において、企業は当該現金の受取時に負債を認識すべきか純損益を認識すべきかにつき明確化を求める。

プロジェクト	議論の経緯
	<p>これまでの議論の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2015年11月開催のIFRS解釈指針委員会の会議において、アジェンダ却下通知（案）の公表に向けた検討が行われた。
<p>IAS第36号「資産の減損」の適用にあたって、負債を含む資金生成単位の回収可能価額と帳簿価額をどのように算定すべきか。</p>	<p>要望の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IAS第36号によれば、資金生成単位の回収可能価額を算定するために認識されている負債の一部を考慮することが必要な場合、当該資金生成単位の使用価値から認識されている負債の帳簿価額を減額することが要求されている（IAS第36号第78項）。しかし、資金生成単位の使用価値の算定において負債の帳簿価額を減額するよりも、リスクをキャッシュ・フローではなく割引率に反映させることが適切である場合があることから、そのような方法が可能となるようにIAS第36号第78項を修正することを求める。 <p>これまでの議論の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2015年11月開催のIFRS解釈指針委員会の会議において、アジェンダ却下通知（案）の公表に向けた検討が行われた。

以上